

特別養護老人ホームの安全祈願祭が行われました



2月13日、矢代田金山地区において、(仮称)小須戸町特別養護老人ホーム建設工事の安全祈願祭がとり行われました。

来年の4月のオープンを目指していよいよ工事が始まりました。今後は名称の募集なども行う予定です。町民の皆様より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

子どもクッキングのお知らせ

- 日時 3月9日(土) 9時30分～12時
- 会場 中央公民館 (30名) ふれあい会館 (30名)
- 対象者 小学校1年生～3年生
- 参加費 100円(当日徴収します)
- 持ってくるもの エプロン・三角巾・ふきん

問い合わせ先
役場 福祉課 保健衛生係
(電話 38-3111 内線 132 ⑤番窓口)

精神障害者医療費の助成をします

小須戸町では、精神障害者の医療費を助成しています。現在受給されている方は、3月31日で受給期間が終わりますので、更新の手続きを行ってください。新しく申請される方は、病名により該当しない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

【助成額】入院・通院に関わらず、医療費一部負担金の3分の2

- 【必要なもの】
1. 受給証申請書(役場にあり)
 2. 診断書
 3. 保険証

問い合わせ先
役場 福祉課 保健衛生係
(電話 38-3111 内線 132 ⑤番窓口)

14年度福祉タクシー券の申請を受け付けます

- 日時 3月25日(月)より
 - 場所 小須戸町社会福祉協議会(小須戸町デイサービスセンター内)
 - 対象者

身体障害者手帳	1級～2級
〃	3級(体幹、下肢)
〃	4級(下肢)

 療育手帳A
 - 枚数 月2枚(1年分を交付します)
- ※ 身体障害者手帳及び印鑑を持参ください。
※ 平成13年度タクシー券の有効期間は平成14年3月31日までです。

問い合わせ先
小須戸町社会福祉協議会(電話 38-5880)

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の受給の申請手続きお済みですか

公務扶助料や遺族年金等をいただっており、近年亡くなられた方はいませんか。このような場合、戦没者の家族のうち誰か一人がこの「特別弔慰金」を受給できるかもしれません。

第7回特別弔慰金の支給について

- ◆ 今回の主な支給対象者は、公務扶助料や遺族年金等を受給して、平成7年4月1日から平成11年3月31日の間に亡くなられた方の遺族です。なお、支給対象者については様々な条件があります。
- ◆ 戦没者1柱に対して1人に特別弔慰金が支給され、支給対象者には以下のような定められた先順位があります。
 - (1) 弔慰金の受給権の取得者(主に配偶者)
 - (2) 戦没者の子
 - (3) 戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、以下省略
- ◆ 額面24万円、無利子6年償還の記名国債が支給されます。
- ◆ 「第6回特別弔慰金」の受給権者は対象外です。
- ◆ 請求期限は、平成14年4月1日までです。 ※これを過ぎると無効により、請求権が消滅します。
- ◆ 申請窓口は、役場 保健福祉課 福祉係 です。

申請の際には請求書類のほか、戸籍謄本等が必要です。
詳しくは役場 保健福祉課 福祉係の窓口でご相談ください。
(問い合わせ先…電話 38-3111 内線 134 相談・申請窓口…④番窓口)

軽自動車税の申告について 3月29日(金)まで

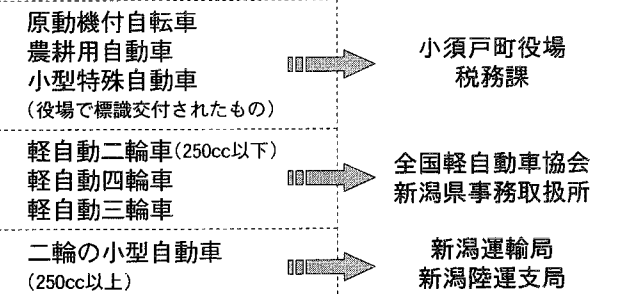
原動機付自転車、軽自動車、農耕用自動車(トラクター、コンバイン)等を、取得、廃車、譲渡した場合はその都度、必ず所定の申告手続きをお願いします。

また、死亡・転出された方の所有する軽自動車が、変更手続きをされず、そのままになっている場合がありますので、これも必ず手続きをお願いします。

特に、廃車、譲渡については手続きを忘れていた場合、軽自動車税が課税されることがありますので、注意してください。

※軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、転売等による名義変更や、廃車、盗難及び住所変更等が生じた各軽自動車の申告手続きは、3月29日(金)までに、役場や各事務所へ届出を済ませてください。

【申告書の提出先】



問い合わせ先
役場税務課 固定資産係(電話 38-3111 内線 140)

町税4税目がそれぞれの税目ごとで口座振替納税が可能となります

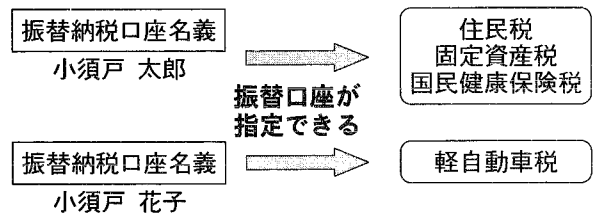
町税の口座振替依頼を金融機関と締結し、現在振替納税を利用されている方は、4税目(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)が同一口座での振替納税となっておりますが、平成14年度4月納税分(固定資産税第1期、国民健康保険税第1期)より町税1税目ごとに、金融機関別や口座別等に振替納税が可能となりますので、4月納税分より変更を希望される方並びに新たに振替納税を希望される方は、町の金融機関及び役場税務課窓口にて備えてあります口座振替依頼書を、ご希望の金融機関へ3月28日(木)までに提出してください。

なお、3月28日以降提出された場合は5月以降の振替納税となりますのでお早めに提出をお願いします。(現在振替納税をされている方で変更しない方は、そのままの振替納税といたします。)

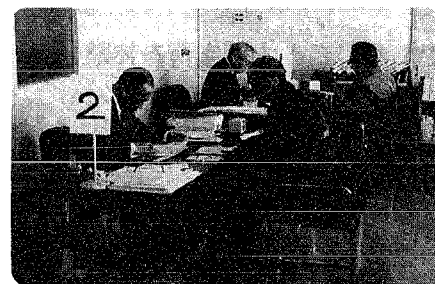
【例】◎従来の口座振替



◎平成14年4月以降からできる口座振替



問い合わせ先 役場 税務課(電話 38-3111 内線 127・128・129・140)



所得税および住民税の申告はお済みですか

平成13年分の申告はお済みでしょうか。3月15日の申告期限内に必ず申告されますよう、お願いいたします。

正しい申告を

所得税の申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自ら自分の所得を正しく計算して納税するという「申告納税制度」を採用していただきます。確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算額が課税され、更に年利14.6%の延滞税も納めなければなりません。

申告書を自分で書くときは

申告書は自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」等を参考にしてください。

振替納税の「利用を

平成13年分の確定申告による所得税の納期限は平成14年3月15日(木)です。できるだけ早くお振替納税を済ませてください。また、振替納税を既に利用されている方は、指定された振替口座の残高を確定申告の際に申告してください。振替納税の残高が不足している場合は、納税のうえに振替納税の滞りなく納税してください。